事業実施計画書

課題番号
2 2

実施団体名	岩手県美容業生活衛生同業組合					
	生活衛生関係営業地域活性化連携事業					
事業名	生活衛生サービスの高齢社会アプローチ事業 第3章					
	~地域包括ケアと連携した『生衛サービス』の展開を目指して~					
国庫補助所要額	4, 147, 300 円※別紙8「1 国庫補助基準予定額」のE欄の額と一致					
事業実施予定期間	令和4年7月1日 から 令和5年3月31日					

1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)

本県の高齢者人口(65歳以上)の割合は上昇傾向で推移し、令和3年10月現在では、県内の高齢化率(**65歳以上)が34.3%**となっている。

一方、県生活衛生同業組合員数は、昭和58年の8,742人をピークに年々減少傾向で推移し、令和4年4月には2,692人と、**ピーク時の31%にまで減少**。特にも東日本大震災津波以降、沿岸地域の人口減少が一層加速し、人口減少と高齢化が進む被災地での生衛業の廃業・組合退会が進んでいる。

生衛業の振興と地域の活性化を図るためには、在宅や地域の交流サロンなどを拠点に生活している元気な高齢者へのアプローチが必須であり、提供可能なサービス及び生衛事業者を周知すること、並びに地元行政や社会福祉協議会等との強い連携が重要なことから、早急に協力体制を構築する必要がある。2020 年度に久慈市と地域包括ケアシステムの連携に向けた協定を締結し、行政との連携を構築中である。2022 年度においては、生衛サービスとの連携に意欲のある市町村と地域包括ケアシステム等との連携を視野に入れながら、周知等情報発信、サービスメニュー等の検証、各生衛組合間の連携強化、関係機関との協力体制を構築するなど、生活衛生業のイメージ向上、生衛業の経営の安定化と高齢社会に根ざした地域コミュニティの活性化を図ることが必要である。

また、県内3地区において、将来の地域包括ケアとの連携を目標にモデル事業やデモンストレーション事業を 実施するものである。

- 2 事業の狙い(上記1の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)
- 1 生活衛生サービスの高齢者生活へのアプローチ等
 - ○地域の交流サロンなど高齢者の寄り合い場所へのサービス展開
 - ・サービス提供の促進を図るため、地元市町村等との協力体制の構築
 - ○福祉施設の利用者へのサービス展開
 - ・平成29年度から社会福祉施設向けに『出前型サービス』実施(利用者の実費負担でサービス開始)
 - ○将来に向けた地域包括ケアシステムとの連携等、福祉分野からの事業受託へのきっかけづくり
- 2 生活衛生業のイメージアップ
- 3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)
- 活動指標
 - ○市町村等との協力体制の構築
 - ○交流サロン等を活用した高齢者を対象とする 生衛業の**訪問サービス(モデル事業等)の展開**
 - ・3地区 計3回の開催を予定
 - ・参加予定者数:延べ60名
 - ○モデル事業参加者に対するアンケートを実施し、 提供する**サービス内容のメニューを検討**。
 - ○岩手セイエイ百貨店運営協議会設置

- ② 成果指標
 - ○生衛業と地域福祉分野との連携
 - ・市町村との地域包括ケア協定締結:1市町村
 - ・モデル事業実施:2地区
 - ・デモンストレーション事業実施:1地区
 - ・地元社会福祉協議会等との意見交換:4地区
 - ○アンケートによるモデル事業の検証
 - ・満足した:<u>参加者の 80%以上</u>
 - ○ホームページでの情報発信
- 4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)
- 1 **生衛業界と地域福祉分野との連携**(人的ネットワークと事業システムの構築等)
- **2** ハートフル美容師(現在 101 名)とケア理容師(現在 115 名)、**他生衛業とのサービス創出に向けたモデル事業の実施**
- 3 サービス利用者への**アンケートを実施し、サービス内容のブラッシュアップ**を行い、将来の事業実施を 見据えたサービスメニューを創出し、実施に向けた情報発信策等を検討。
- 4 役割等
 - ○幹事組合は、岩手県美容業生活衛生同業組合とし、事業企画検討会議を主催し事業経費の経理を行う。

- ○実働主体は、地区生活衛生同業組合連絡協議会(県内各地域の11生衛組合で組織)が行う。
- ○岩手県生活衛生営業指導センターは、各生衛業が連携して事業を行うための企画・総合調整を行う。
- 5 実施内容
- (1) 企画検討会議(釜石地区、気仙地区)
- (2) モデル事業の実施(釜石地区、気仙地区)
- (3) 本格事業実施を見据えた運営体制などの仕組みづくり及び情報発信策の検討等協議の場設定・運営・岩手セイエイ百貨店運営協議会(久慈地区)
- (4) 本格事業実施を見据えた運営体制などの仕組みづくり及び情報発信策の検討等協議の場設定・運営・岩手セイエイ百貨店運営協議会準備会(東磐井地区)、及びデモンストレーション事業の実施
- (5) 県社会福祉協議会役員等との懇談会
- 5 実施方法(上記4に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)

1 企画検討会議

(1) 釜石地区

- ・第一回:7月11日(月)、13:00釜石地区各生衛組合連絡協議会メンバー等、意見交換 (R4事業の進め方、交流サロン等でのモデル事業案の検討など)
- ・第二回:11月28日(月)、13:00メニュー案等協議、中間総括、R5年度展開等協議

(2) 気仙地区

- ・第一回:7月11日(月)、15:30 気仙地区各生衛組合連絡協議会メンバー等、意見交換 (R4事業の進め方、交流サロン等でのモデル事業案の検討など)
- ・第二回:11月28日(月)、15:30メニュー案等協議、R5年度展開等協議

2 モデル事業の実施

- (1) 釜石地区
- ・10月3日(月):交流サロン(寄合い場所)における訪問サービス(理美容&飲食組合など)1回
- (2) 気仙地区
- 10 月 17 日 (月): 交流サロン (寄合い場所) における訪問サービス (理美容&飲食組合など) 1 回
- 3 岩手セイエイ百貨店運営協議会の運営(地域包括ケアとの連携など)
 - ○検討内容
 - ・今後、**生衛サービスと、市町村が進める地域包括ケアシステムと連携できるような仕組みづくりや情報交換等の場を構築**できるよう、意見交換会及び本格事業実施を見据えた情報発信策の検討等を行う。
 - ・**久慈地区**: 久慈市、久慈市社会福祉協議会、久慈地区生活衛生同業組合連絡協議会メンバーによる検討会議: 3 回程度(7/25 第一回検討会、9/5 第二回検討会、1/23 第三回検討会)
 - ・東磐井地区:一関市、一関市社会福祉協議会、東磐井地区生活衛生同業組合連絡協議会メンバーによる検討会議を立ち上げ、仕組みづくり等の場を設定。

4 回程度 (8/1 運営協議会設置、9/12 第二回検討会、11/21 デモンストレーション事業、2/20 第三回検討会)

4 県社会福祉協議会役員等との懇談会

- ・県社会福祉協議会役員と生活衛生同業組合理事長等との意見交換 1回予定(1月中旬頃)
- 5 地区連絡協議会と美容組合役員等との意見交換会
 - ・2月13日(月):盛岡市 1回予定
- 6 情報発信等
 - ・岩手セイエイ百貨店(東磐井版)パンフレット作成 **ハートフル美容師等の詳細情報も掲載**予定 岩手セイエイ百貨店運営協議会(東磐井地区)で協議

8月1日(月): 第一回検討会議に素案提示、9月12日(月): 第二回検討会議に案提示

3月末頃:パンフレット納品予定

7 将来展望を見据えた年度目標

・2022 (R4) 年度:釜石、気仙地区での交流サロン等の仕組みづくり、モデル事業等の実施

東磐井地区でのデモンストレーション事業実施、岩手セイエイ百貨店運営協議会立ち上げなど 久慈地区での岩手セイエイ百貨店運営協議会体制の確立、地域包括ケアとの連携など

・2023 (R5) 年度: 気仙地区での交流サロン等の仕組みづくり、モデル事業等の実施

東磐井地区で岩手セイエイ百貨店運営協議会体制の確立、地域包括ケアとの連携など 釜石地区での岩手セイエイ百貨店運営協議会立上げ、地域包括ケアとの連携など

・2024 (R6) 年度:釜石地区での岩手セイエイ百貨店運営協議会体制の確立、地域包括ケアとの連携など 気仙地区での岩手セイエイ百貨店運営協議会立上げ、地域包括ケアとの連携など

- (注)事業ごとに別葉とすること。
- (注) 生活衛生関係営業活性化連携事業の場合は連携を行う者の関連性がわかる構成図を添付すること(様式自由)

事業計画書

Ē	果是	頁者	番号	를	
1	0		1	1	

実施団体名	東京都料理生活衛生同業組合				
事業名	①「農+福+店の連携による流通の構築事業」				
国庫補助所要額	2,949,600 円※別紙8「国庫補助金基準予定額」のD欄の額と一致				
事業実施予定期間	令和4年7月1日 から 令和5年3月31日				

1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)

【飲食業界を取り巻く環境】

経済成長の鈍化により、既存の飲食店にも事業存続のために激しい競争が起きている。お客様に受け入れられ、成長できる店舗にするにはどうしたら良いか、料理人を含めスタッフのレベルアップにどう取り組めば良いのかなど、多くの飲食店が悩みを抱えている。これらの状況を踏まえつつ、社会を構成する業界の一つとして社会的な役割を果たしながら今後の飲食業の発展を推進していくことが重要である。

そこで、社会福祉法人が営む農園で就労する障がい者が、育成・生産した農作物を組合加盟店が食材として使用し、調理され料理になったものを来店した消費者に提供するという「農業と福祉と料理店による流通の構築」に取組んでいく。そして、料理を提供する際にこの流通の仕組みが障がい者の就労活動支援に繋がる意義について紹介するなど消費者にもこの取り組みを認知してもらい、料理店と産地の新たな取組を応援してもらうネットワークの構築を推進する。

2 事業の狙い(上記1の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)

【農業と福祉と料理店による流通の構築に向けたオンラインシンポジウムの開催】

- 1. 社会福祉法人が営む農園の作物生産状況や活動内容及び課題についての意見交換を開催する。
- 2. 複数の障がい者支援施設、組合加盟店、組合事務局を交えたオンラインシンポジウムを開催する。
- 3. 前年度は栃木県の社会福祉施設3施設と組合加盟店3店との間で交流を図り、社会福祉施設で採れた野菜を実際に店舗で使用して頂くことも実現した。また、社会福祉施設の悩み(生産物を利用したレシピ開発や加工品開発について)組合加盟店がアドバイスをしたことで、施設の皆さんの事業展開にも変化をもたらすことができた。この様な経験と実績を活かし、今年度も参加する社会福祉施設と組合加盟店を新たにして飲食店が社会的な役割を果たしながら意義のある取り組みを継続すべく、農業と福祉と料理店による流通の構築の輪を更に広げていきたい。※コロナの状況次第では、現実に即したシンポジウム開催を想定する。

【農+福+店の連携による流通の構築に向け、一般消費者への情報開示と発信】

- 1. 農業と福祉と料理店による流通の構築に向けた取り組みやシンポジウムで協議した内容及びシンポジウム に参加した障がい者支援施設の日々の取り組みなどを東京都料理生活衛生同業組合の SNS で一般消費者に向けて発信する。
- 2. その内容を SNS の広告機能 (Facebook) を使用して配信することで組合の社会貢献への取り組みを広く周知が出来る。

【本事業の周知要領・配布】

- 1. 今年度事業について冊子にして配布する。
- 2. 東京都料理生活衛生同業組合加盟店、関係福祉施設、長野県庁、小布施町役場、茅野市役所、秩父市役所へ配布する

【参加福祉施設】

- 1. 社会福祉法人くりのみ園(長野県小布施市)
- 2. NPO 法人八ヶ岳福祉法人(長野県茅野市)
- 3. 社会福祉法人清心会さわやかグループ(埼玉県秩父市) ※上記3社会福祉施設において、現地打合せと取材を実施する。

【参加料理店】

現在調整中(組合加盟店より3店舗を抽出)正副理事長及び事務局にて選定を行う。

3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)

【活動指標】

1. 長野県・埼玉県の地場食材生産者と加工品製造 現場を取材した内容を冊子化し、組合加盟全店 に配布し、見識を深める。

2. 社会的意義のある食材流通体制構築に向けた

【成果指標】

- 1. 料理業界のスキルアップのための知識探求、情報の共 有化による従業員の雇用意識の改革、事業継承者の意 識の向上が見込める。
- 2. 社会福祉施設が、出荷可能な食材を知ることで新たな

- オンラインシンポジウムを開催する。
- 3. 社会福祉法人が営む農園の現状と活動内容及 び課題について意見交換を行い、新たに社会意 義のある食材流通体制を構築するために長野 県・埼玉県の障がい者支援施設、組合加盟店、 組合事務局によるオンラインシンポジウムを 開催する。
- 4. オンラインシンポジウムの内容を冊子化して 全組合員に配布し、農福連携における飲食店の 役割について見識を深める。
- 5. 農+福+店の連携による流通の構築事業に向け た内容を一般消費者及び同種同業者への情報 の開示とそれらを発信する。
- 6. 農+福+店の連携による流通の構築事業に向けた取組みやオンラインシンポジウムで協議した内容、シンポジウムに参加した複数の障がい者支援施設の日常の作業や取組み等を組合Facebookページを通して、一般消費者に向けて発信し、広告機能を使って拡散する。

- メニューの開発に活かせる。
- 3. オンラインシンポジウムを開催した結果において、社 会貢献の一助が図れる。
- 4. 長野県・埼玉県の障がい者支援施設において生産された食材を使用することで、障がい者の就労活動支援策の取組みを消費者・個店の顧客に発信することで、日本料理への理解・関心がより広く深められる。
- 5. 組合ホームページを閲覧した一般消費者から当組合の 活動に対しての理解と貢献度が見込まれ、併せて料理 店紹介のアクセス数が増えることが期待出来る。日本 料理(和食)の魅力と美しさ及び健康志向の食として 認知される。
- 6. 組合 Facebook を活用して一般消費者に向けて取組みを公開し、広告機能を使用して、より多くの消費者に向けて発信する予定である。
- 7. 加盟店組合員店舗用 300部(冊子)
- 8. 全国料理業組合連合会用 50部(冊子)
- 4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)
- 1. 長野県・埼玉県の社会福祉施設の取組みと活動現場の取材を行う。
- 2. 地方で活動する社会福祉施設で栽培される農作物を取材し、障がい者の就労支援についての見識を深める。
- 3. 社会福祉施設で生産された素材を活かした調理手法について、シンポジウムを活用した意見交換会を行う。
- 4. 農産物の栽培方法・収穫現場・時季に赴いてその味、選び方、調理方法などについて社会福祉施設から聞き取り調査を行う。
- 5 実施方法(上記4に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)

【取り組みへの周知】

- 1. 社会福祉法人が営む農園の選定。
- 2. 農産物の生産及び加工食品の製造の取組み、障がい者施設の運営について聞き取りし、紹介する。
- 3. 長野県・埼玉県の気候風土の中で育った地場食材、伝統野菜の効能や活かした方を聞取り紹介する。

【普及活動】

- 1. 毎月のメール便で全組合員に周知を行う。令和4年12月~令和5年2月。
- 2. 社会福祉施設が育てる食材の栽培方法について、文書と映像に納める。

【意識改革と資質の向上】

- 1. 料理人や一般消費者へ向けて障がい者就労支援への理解を広めることを目的とする。
- 2. 社会福祉施設と飲食店との交流を図り、ジャンルを超えて日本料理の可能性
- 3.
- 4. を拡充する。

事業計画書

実施団体名	岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合
事業名	喫茶店は地域のコミュニティスペース。高齢者に優しい連携事業
国庫補助所要額	600 千円 ※別紙所要額調書の額と一致
事業実施予定期間	令和4年11月20日 から 令和5年 3月 31日 (※ 最長:翌年3月31日)

- 1 事業の必要性(なぜこの事業を実施する必要があるのか、課題は何かについて記載する)
- ●岐阜県喫茶組合では、地域ディサービスなど福祉介護施設以外の高齢者の休息「憩いの場」の提供事業に取り組んできた。コロナ禍とあって外出先を失くした高齢者にとっては、自宅や施設以外で安心できる居場所としては地元密着ご近所の喫茶店です。
- ●近年、人と人とを結ぶコミュニケーションの機会の減少から高齢者の孤立や、そして地域コミュニティの脆弱化といった問題が挙げられるようになった。行政や社会福祉関係者からは「行き慣れた喫茶店で生き生きしているし、昔の思い出が蘇り体調や気分がいい」などの声が寄せられている。一般社会から隔離されつつある日常生活から、喫茶店を情報交換、交流、集いの場として活用され、過去の自分の人生を一時的であるが思い起こし心身ともにリフレッシュできる効果があると推察される。このような取り組みを広く展開し、認知症予備軍の発病予防や身体障害を持つ方々の病状進行や悪化を少しでも杭とどめる役割を果たせたら生衛組合として大きな社会貢献となり、喫茶店にとってもランチ時間以外のアフタヌーンタイムの稼働拡大の切り口になる。喫茶店の活用は介護施設及び地域自治会組織と連携して高齢者の QOL (生活の質)を高める事業となり、社会問題となっている高齢者に対する電話詐欺 (特殊サギ等)に力を入れて高齢者対策を戦略的に取り組んでいく必要がある。
- 2 事業の狙い(上記1の必要性に対する本事業の目的・目標について記載する)
- ●本事業は、岐阜県下全域で展開することで、市町村を始めとした行政機関に「高齢者福祉に優しいコミュニティスペースづくり」事業の理解を高め、これからは地域密着の喫茶店が高齢化社会対策の一環として役割を果たす。
- ●高齢者を騙す電話詐欺を未然に防ぐ為に、高齢者の溜まり場的な喫茶店モーニング時間やアフタヌーン時間を使って行政機関や警察関係と連携事業を組み立てる。
 - 総務省統計局による家計調査で全国No.1 岐阜県喫茶業界は話題性と共に高齢者の住み慣れた町の居場所として喫茶店が地域高齢者社会を支える。
- ●ランチタイム以降の空き時間帯を高齢者と支える同伴介護者(家族)との憩いの場として地域コミュニティスペースの役割を担う「誘客策としてミニサービス付与」で家庭や地域貢献事業で喫茶店の経営安定の顧客増を図る。 これらの事業推進が岐阜県喫茶組合の振興・活性化を図るものであると確信する。
- 3 本事業の成果(この事業の実施により得られる成果について記載する。数値化できるものは数値化する)

≪活動指標≫

- ・地域のコミュニティスペース提供活動の一環として高齢者に優しい喫茶店づくり 事業委員会2回
- ・喫茶文化が高い岐阜県ならでは地域喫茶店が高齢 者にとって重要な居場所とする。
- ・高齢者宅への特殊詐欺(ニセ電話、振り込め詐欺、 本人なりすまし、還付金詐欺など)を未然に防ぐ 啓発を行政機関、岐阜県警と相互協力して開催。

《成果指標》

- ・県域の拠点ごとに「高齢者に優しい喫茶店」の体制整備 モデル店舗 目標数20店舗
- ・岐阜県行政機関との連携(協議立ち上げ)
- ・岐阜県警察本部との連携(協議立ち上げ)
- ・「高齢者に優しい喫茶店」理解度や有効性についてアンケート 調査実施
 - 目標值 理解度80%、有効性80%
- 4 事業内容(この事業で何を実施するかについて、その内容を記載する)
- ① 事業委員会の設置・開催
- ② 地域自治会、老人会等、地域社会福祉協議会の独自事業に参画して高齢者支援の一環として本事業を編入
- ③ 行政機関や警察関係との高齢者安全対策や福祉政策を担う事業として連携企画の立ち上げ。
- ④ 対象店舗は、新型コロナウイルス感染症対策実施済みの「第三者認証制度」喫茶店で実施。
- ⑤ 閑散時間帯での誘客策「ミニサービス付与」発案協議をすすめる。
- 5 実施方法(上記4に記載の事業内容ごとにその実施方法・手順を時系列的に記載する)

① 事業委員会の設置・開催

本事業の実施にあたり事業委員会を設置し、活動指針を作成するとともに事業の進捗状況の確認を行う。 (開始時と事業終了前の2回開催)

② 特殊詐欺被害を防ぐ企画案の策定

高齢者を対象の被害にあわない対策マニュアルを作成し準備を整える。 喫茶店への受け入れ諸注意、対応マニュアル作成と参加者配布

③ 実施店舗は、新型コロナウイルス感染症対策済み「第三者認証」表示店のみ

本事業の実施にあたり、「高齢者に優しい喫茶店」は、岐阜県が行う「第三者認証制度」で義務づけた表示ステッカー店。

④ 事業成果をまとめた報告書を作成

高齢者福祉関係行政機関、警察関係及び関係先に対し事業内容を公表する。

(注) 事業ごとに別葉とすること。